

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		防火管理者の行うべき業務についての措置命令
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 8 条 第 4 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 根拠条項(消防法第 8 条 第 4 項)の規定上明らかであるため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		